

会津若松市長
室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 松 川 和 夫
会津若松市監査委員 近 藤 信 行

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

- 1 監査の対象 観光商工部（観光課、商工課、企業立地課、八重の桜プロジェクト対策室）
農政部（農政課、農林課、公設地方卸売市場）
農業委員会事務局
- 2 監査の期間 平成 25 年 4 月 8 日～平成 25 年 7 月 31 日
- 3 監査実施日 現地調査日 平成 25 年 6 月 5 日（水）
備品調査日 平成 25 年 6 月 5 日（水）及び 7 月 5 日（金）
対面監査日 平成 25 年 6 月 26 日（水）
- 4 監査の範囲 平成 24 年度
- 5 監査対象事項（主なもの）
 - (1) 財産及び物品の適正管理 行政財産及び物品の管理状況
 - (2) 旅費関係 旅行命令簿、復命書及び経理状況
 - (3) 契約関係 契約事務
 - (4) 経営に係る事業の管理 主要な事務の概要、業務処理の方法等
 - (5) その他 時間外・休日勤務命令、調定票処理状況、支出負担行為票処理状況、補助金支出関係
- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、あわせて所属長及び職員から説明を聴取した。
- 7 監査の結果 事務の執行が適法、適正、かつ効率的に行われているかどうかという観点から監査を実施した結果、おおむね適正に事務処理がなされていたが、次のとおり指導事項及び指摘事項が認められた。
なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、留意又は改善を図りたい。

○ 事業中断が長期にわたるふるさと林道慶山線の財産管理のあり方について【農林課】 〈留意又は改善すべきもの〉

- ・ 施工済み部分について市民の利用促進のための適正管理の実施

ふるさと林道慶山線は、飯盛山から約0.4km南の市道幹I-8号線を起点とし、一箕町から東山町地内の山林を抜け、院内御廟先の県道東山温泉線までの全体延長約2.5kmの、本市で初めて計画されたふるさと林道（※1）である。

2車線の幹線林道として、歩道等の整備も計画に含まれ、市民や観光客等が森林にふれあう憩いの場の提供、さらには、既設道路の渋滞解消や新たな観光ルートとしての効果を期待され、平成6年度から事業着手に至ったが、その後、地権者の一部の反対により、平成10年度以降、15年の長期にわたり事業を中断しており、今後の再開についても見通しが立たない状況にある。

今回、路盤工事まで施工済み箇所約470mについて現地調査を実施した結果、雑木雑草が生い茂るなど林道環境の劣化が著しく進行し、もはや、散策や森林とのふれあいなど当初の事業目的の達成とは甚だ乖離した状況であり、適正に管理されているとは言えない。

一般通行は認めているとのことであったが、ふるさと林道の整備趣旨に立てば、事業中断であっても、施工済み部分については、起点からの案内誘導や説明、除草、雑木処理及び植栽木の整枝等、利用者に配慮した管理をすべきである。

現状のままでは、単に当該箇所が元の山林に戻ってしまうだけでなく、市民の意識からも「ふるさと林道慶山線」の存在が消え去る恐れがあると考える。

※1 ふるさと林道慶山線

- ・ 総延長 約2.5km 2車線 (w=7.0m) のほかに全体延長の半分には歩道 (w=2.0m) と植樹帯 (w=1.5m) を整備予定
- ・ 総事業費 844,300千円 平成7年度から9年度まで約145,000千円を投入 (一部国庫補助事業)
- ・ アクセス 起点 (市道幹I-8号線) からの進入路部分の整備は未着手のため、飯盛桜ヶ丘団地を通り抜けて当該林道に至る

○ 農村地域環境整備事業中前田地区水路工事に係る建設副産物である工事現場発生品の地区への譲渡のあり方について【農林課】

〈留意又は改善すべきもの〉

- ・ 工事現場発生品の地区への譲渡に係る手続きの明確化

本件は、地区からの申入れにより、当該工事に伴う建設副産物である工事現場発生品 (1工区:U字溝 BF400 14.0m、ヒューム管 HP450 2.5m、ヒューム管 HP500 5.0m、2工区:組合せ柵渠板 80.0枚) を地区へ譲渡したものであるが、一連の手続きがすべて現場等において口頭によって行われており、設計書に添付されている特記仕様書についても、工事現場発生品に係る項目は未記入のままとなっており、特記仕様書に定められている監督員の数量検査を実施した記録や、地区へ譲渡されたことが確認できる工事写真も添付されていなかった。

市の財産である工事現場発生品を地区に譲渡するにあたっては、地区からの申入れから農林課内部の意思決定までを文書により行うべきである。また、発注者

として、受注者への指示を特記仕様書により明確に行い、確実に履行されたことの証拠となる関係書類を整備すべきである。

○ 廃業し市場施設を市に返還した元市場関連事業者の原状回復義務未了への対応について【公設地方卸売市場】

〈留意又は改善すべきもの〉

- ・ 原状回復の早期実現

公設地方卸売市場は、平成24年3月30日に関連事業者であるA社からの業務廃止届けを受けて、A社に対し、同社が市場入場時に施した建築、造作、模様替え等について、原状回復を行い、指定する期間までに当該市場施設を返還するよう命じている。

しかし、現状を見ると、返還された施設には未だに店舗のコンクリートのたたきや配管、シャッター等が残された状態になっており、新たな事業者が入場できず、適切さを欠く施設管理となっている。

今後も引き続き、残る部分の完全な原状回復に向けて相手方と交渉していくとのことであったが、このままでは撤去が進まず、かかる状態の長期化も懸念されることから、施設管理者として、原状回復に向けた具体的な方策を速やかに講じられたい。

(2) 指摘事項

下記のとおり指摘事項が認められたので、必要な是正措置を講じられたい。

○ 週休日に勤務した場合の振替または勤務時間の割り振りの変更について【観光課・八重の桜プロジェクト対策室】

- ・ 振替または勤務時間の割り振りの変更を行った日に勤務を命じた際の事務手続きを怠り、時間外勤務手当の未支給が多数あったもの

「事実」

週休日及び勤務時間の割り振り等の取扱に関する要綱において、振替によって「週休日となった日」に更に勤務を命じた場合には時間外勤務となるが、この場合には、所属長は、振替日勤務命令の事前協議書により、総務部人事課長に事前に協議しなければならないと規定されている。

しかしながら、「週休日となった日」に更に勤務を命じていたにもかかわらず、人事課長との事前協議及び時間外勤務命令の手続きが行われておらず、その結果、当該職員に時間外勤務手当が支給されていなかったケースが多数あった。

「是正の意見」

- ・ 時間外勤務手当の追給
- ・ 振替または勤務時間の割り振りの変更を行った日に勤務を命ずる場合の事務手続きの徹底と全庁的なチェック体制の強化

原則として、振替によって「週休日となった日」に勤務を命ずることは、職員の健康管理上好ましくないものの、やむを得ず勤務を命ずる場合には、所属長においては、職員の勤務状況を的確に把握し、関係規則及び要綱に基づいた事務手続きを怠ることがないよう、職員への指示を徹底されたい。

なお、今回の定期監査においては、2つの所属に多数見られたが、他の所属に

においても同様のケースが散見された。特定の所属にとどまらない、全庁的な問題であることを庁内で共有し、チェック体制が十分に機能するようなシステムを構築されたい。

○ 契約書への公印の押印について【八重の桜プロジェクト対策室】

- ・ 市が発注した業務委託の契約書に誤った公印が押印されていたもの

「事実」

- ①平成24年4月1日に契約締結したバーチャル幕末看板設置業務委託（契約金額13,367,676円）の契約書について、市長印をいったん押印したが、その後訂正のため契約書の差替えが必要となり、その際、市長印を押印すべき箇所に、誤って市「八重の桜」プロジェクト協議会の会長印が押印されていた。
- ②平成24年4月1日に締結した「八重の桜」盛上げ支援事業業務委託（契約金額40,606,875円）の契約書について、相手方である市「八重の桜」プロジェクト協議会の代表者印が誤っていたにもかかわらず、その誤りに気付くことなく、契約を締結していた。

「是正の意見」

- ・ 誤って押印した契約書の是正
- ・ 再発防止措置

本事案は、八重の桜プロジェクト対策室が事務局を兼ねる市「八重の桜」プロジェクト協議会の公印管理や文書審査体制の不十分さに起因するもので、市文書取扱規則及び公印規則に準じた的確な事務処理が行われていれば、このような誤りは未然に防ぐことができたものである。

押印は、契約の確定及び証として必須であるとともに、当該文書の真正を認証するものであることから、その取扱いについては、十分に慎重を期すべきである。

今回、押印されていた公印に誤りがあったことは、公文書と市職員の事務処理に対する信頼を揺るがしかねない。

かかる重要性に鑑み、原因究明と再発防止に全力を尽くされたい。